地震発生時の対応について(指針)

柏市教育委員会

趣旨

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)発生時,幸いなことに 市内小中学校において大きな被害は無かったものの,電話やスク ールメールが不通となり,児童生徒の引き渡しや下校に関し,混 乱が生じました。

また、JR線、東武野田線が運行を停止したため、多くの帰宅 困難者が発生し、柏駅周辺の小中学校が避難所となり、教職員が 対応にあたりましたが、多くの課題が残ることとなりました。

今後, 東日本大震災と同程度, または, それ以上の大地震が起きる可能性は否定できません。

そこで、東日本大震災発生時の柏市立小中学校の対応等について調査・検証を行い、柏市小中学校校長会と協議した上で、地震発生時の柏市教育委員会(以下、「市教委」という。)及び本市小中学校の対応について行動基準を定め、学校へ周知を図り、学校安全計画等に反映させていくために、本指針を策定しました。

平成23年8月

震度 5 強以上の地震への対応

※週休日・休日,出張中,退勤後であっても管理職等(指定の職員)は勤務する学校 へ参集し、施設設備の確認、避難者がある場合は必要な対応を行う。

また、管理職は市教委の指示があるまで、学校待機とする。

- ※電話・メールが使えない場合、市教委と学校の連絡は、防災無線を使用する。
- ※発生当日は、全校臨時休業とする。翌日以降の授業については、市教委が決定する。

教育委員会 小 中 学 校 ・情報収集, 対応協議, 決定 一次避難 (大きな揺れが収まるまで) ⇒各学校へ指示・情報提供 ①担任等及び緊急放送により一次避難の指示。 ・状況に応じて、防災行政無線 ②防災頭巾等で頭を保護し、机の下等に避難。 (パンザマスト)により、保護者 二次避難(大きな揺れが収まった後) 等へ児童生徒の引き取りを要請 ①緊急放送により二次避難の指示。 就 する。 ②担任等の指示・誘導で、児童生徒を校庭へ避難させる。 業 ・各学校の被害状況等を確認し, ③点呼(避難完了の確認,怪我の有無等の確認)。 時 ④小中学校とも児童生徒の引き渡しを行う。 集約する。 間 ・引継書等に基づき、保護者が指定した者以外には引き 内 渡しを行わない (引き渡し完了まで学校で保護する)。 に ・二次避難以後は、校舎へ立ち入らせない。 発 生 ・ 荒天の場合は、耐震改修済みの校舎、体育館へ二次避 難をさせる。 ⑤携帯ラジオ等により情報収集に努める。 ⑥非常用伝言ダイヤル、スクールメール、学校ホームペー ジ等により、保護者への情報提供に努める。 (7)被害状況等を市教委へ報告する。 ≪児童生徒の行動の基準≫ •情報収集,対応協議,決定 ⇒各学校へ指示・情報提供 揺れが非常に大きいと感じた時は、 ・状況に応じて, 防災行政無線 ・自宅の方が近く、保護者等が家にいる場合は、自宅へ向 (パンザマスト)により、保護者 かう(戻る)。 等へ, 学校にいる児童生徒の引 ・学校の方が近い場合、または、保護者等が家にいない場 き取りを要請する。 合は、学校へ向かう(戻る)。 登 地震発生が就業時間前の場合 ・自宅、学校へ向かう(戻る)ことが困難な状況、恐怖で 下 は、状況に応じて、防災行政無 動けない場合などは、「こども110の家」等、近所の家 校 線(パンザマスト)により全校臨 に助けを求める。 中 時休業とすることを放送する。 に ・地震発生が就業時間後の場合 発 生 は、各学校の被害状況等を集約 後,翌日の全校臨時休業,授業 実施等を決定し、各学校へ指示 するとともに、状況に応じて、 防災行政無線(パンザマスト)に より,児童生徒・保護者へ周知 する。

登下校中に発生	・各学校の被害状況等を確認し、集約する。	 《学校の対応》 ・校内に児童生徒がいる場合は、就業時間内に発生した場合と同じ対応をとる。 ・地震発生が就業時間前の場合は臨時休業とし、各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・地震発生が就業時間後の場合は、市教委の指示に基づき、翌日の臨時休業、授業実施等について各家庭へ連絡
		する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・被害状況等を市教委へ報告する。
下校後~登校前・休日等に発生	・情報収集、対応協議、決定 ⇒各学校へ指示、情報提供 ・各学校の被害状況等を確認し、集約する。 ・地震発生当日は、全校臨時休業とし、状況に応じて、防災行政無線(パンザマスト)により児童生徒・保護者へ周知する。 ・地震発生が就業時間後または休日等の場合は、各学校の被害状況等を集約後、翌日の全校臨時休業、授業実施等を決定し、各学校へ指示するとともに、状況に応じて、防災行政無線(パンザマスト)により児童生徒・保護者へ周知する。	 ≪児童生徒の行動の基準≫ ・地震発生当日は全校臨時休業となる。 ・地震発生翌日の登校,臨時休業,登校時間の変更等については、学校からの連絡があるまで、または、学校ホームページ等で確認できるまで、自宅待機とする。 ≪学校の対応≫ ・部活動等で児童生徒が学校にいる場合は、就業時間内の地震発生と同じ対応をとる。 ・施設設備の被害状況等を確認する。 ・地震発生当日は全校臨時休業とする。 ・地震発生が就業時間後または休日等の場合は、市教委の指示に基づき、翌日の臨時休業、授業実施等について各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・被害状況等を市教委へ報告する。
校外学習時に発生	・情報収集,対応協議,決定 ⇒当該学校へ指示,情報提供	 ≪引率者の対応≫ ・児童生徒を安全な場所に避難させる。 ・学校と連絡をとる。 《学校の対応≫ ・参加者を確認し、けが人等の把握に努める。 ・関係機関と連絡をとる。 ・保護者へ現在の状況と今後の対応について、スクールメールや連絡網を使って周知する。 ※校外学習実施計画の中に、地震、その他の自然災害を想定した対応を入れておく。
避難所対応	・情報収集、対応協議、決定 ⇒各学校へ指示、情報提供 ・必要な学校へ職員を派遣。 ・食料・水・毛布等配布の手配。	・初期対応として、市教委・関係部署の職員が対応に入るまで、教職員で対応。その後は市教委の指示により対応。 ・避難者はすべて受け入れる。 ・避難が長時間に及ぶ時は、体育館、武道場を開放する。(状況によっては、教室等も開放する。) ・必要に応じて、管理職の判断で防災倉庫を開ける。

表された場合国から警戒宣言が発

- ・情報収集,対応協議,決定 ⇒各学校へ指示,情報提供
- ・状況に応じて、防災行政無線 (パンザマスト)により、警戒宣 言解除までは、全校臨時休業と することを放送する。就業時間 の場合は、保護者へ児童生徒の 引き取りを要請する。
- ・警戒宣言解除までは臨時休業とし、各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。
- ・就業時間内に警戒宣言が発表された場合は、授業を打ち切り、児童生徒を校庭に避難させ、引渡しを行う。
- ・その他の時間帯においても、震度5強以上の地震対応と同じとする。

震度5弱以下の地震への対応

- ※震度5弱=週休日・休日や退勤後の場合,管理職等(指定の職員)は勤務する学校 へ行き,施設設備等の状況を確認する。
- ※震度4以下=週休日・休日や退勤後の場合,管理職等(指定の職員)は学校へ行く 必要はないが,できる限り情報収集に努める。
- ※電話・メールが使えない場合、市教委と学校の連絡は、防災無線を使用する。

	教育委員会	小 中 学 校
就業時間内に発生	・各学校の被害状況等を確認し、 集約する。 ⇒必要に応じ、各学校へ指示、 情報提供	・揺れの程度に応じて一次避難、二次避難を指示。 ・震度5弱以下の場合は、原則として授業再開とするが、施設設備の被害状況、児童生徒の精神的な動揺の状況によっては、学校判断で引き渡し、集団下校等の措置を行う。 ・状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。
登下校中に発生	・震度5弱の場合は、警戒配備の職員が参集。 ・各学校の被害状況等を確認し、集約する。 →必要に応じ、各学校へ指示、情報提供	 ≪児童生徒の行動の基準≫ 揺れが非常に大きいと感じた時は、 ・自宅の方が近く、保護者等が家にいる場合は、自宅へ向かう(戻る)。 ・学校の方が近い場合、または、保護者等が家にいない場合は、学校へ向かう(戻る)。 ・自宅、学校へ向かう(戻る)ことが困難な状況、恐怖で動けない場合などは、「こども110の家」等、近所の家に助けを求める。 ・自宅に向かった(戻った)場合は、震度を確認し、震度5弱以下の場合は原則として授業を行うので登校する。 《学校の対応》 ・校内に児童生徒がいる場合は、就業時間内に発生した場合と同じ対応をとる。 ・震度5弱以下の場合は、原則として授業実施とするが、施設設備の被害状況、児童生徒の精神的な動揺の状況によっては、学校判断で臨時休業等の措置を行う。 ・状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。 ・被害状況、日課の変更等を市教委へ報告する。
休日等に発生	・震度 5 弱の場合は、警戒配備の職員が参集。 ・各学校の被害状況等を確認し、集約する。 →必要に応じ、各学校へ指示、 情報提供	・震度5弱以下の場合は、原則として授業実施、通常の登校とするが、施設設備の被害状況によっては、学校判断で臨時休業、登校時間の変更等の措置を行う。 ・状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。